

GYMLAND YOSHI 会員規約

【名称及び目的】

第1条

本スクールは GYMLAND YOSHI と称し、GYMLAND YOSHI の運営管理するスポーツ施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持に努め、会員相互の親睦と心身の養成を計り健全な青少年の育成の場とし自身の向上を目指すことを目的とする。

【入会資格及び手続き】

第2条

本クラブの目的に賛同され規約、施設利用規程その他の規則等の定める事項を遵守できる方で、所定の入会手続きを終了した方は本クラブの会員となります。但し、刺青のある方、伝染病、皮膚病(伝染性のもの)、精神病等の疾患者、医師により運動等が不適切と指導されている方、極端な髪型・髪色の方、アクセサリを着用して運動される方、当クラブが不適切と判断した方は入会資格がありません。

【会員資格の種類】

第3条

当クラブの会員資格は、スクール会員、非スクール会員の2種類に区分されます。スクール会員は通常会員をいい、非スクール会員とは運営とは異なる施設利用や個別レッスンで当クラブを利用される方をいいます。非スクール会員の施設利用者はコーチによる指導がありません。

【休会・退会】

第4条

- 1.休会される会員は休会の前月15日までに「休会届」を提出してください。また休会期間内に復帰される方はその差額をお支払いいただくことで通常受講が行えます。休会を延長される方は再度「休会届」を提出ください。
- 2.退会をされる会員は退会の当月15日までに「退会届」を提出してください。

また退会時には「退会届」を必ず受付にてご提出ください。郵送での受付は行っていますが電話や口頭では受け付けておりません。なお期日を過ぎての提出・月の途中の退会などにつきましては会費を返金することが出来ません。

【会費の納入】

第5条

- 1.会員は入会金、初回登録・事務手数料および年会費を第2条に定める入会手続きと同時に支払うものとします。入会金、初回登録・事務手数料および年会費は次条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。一旦納入された会費についても返還されません。
- 2.年会費の有効期限は当該年度授業末日(3月度授業最終日)とします。ただし、年度途中の登録に関しては月割りにて年会費を計算します。
- 3.月会費は毎月20日に翌月分をご登録いただいたクレジットカードより自動請求させていただきます。毎月ごとの現金での支払いは受け付けていません。
- 4.上記の支払いが出来なかった場合、当月28日に再度請求がなされます。
- 5.病気その他のやむを得ない理由で休会する場合第4条の手続きがなされた時はその期間中の会費を3,000円とし請求いたします。
- 6.原則として月会費の請求書・領収書は発行していません。

【会員資格の喪失】

第6条

会員は次の場合に会員資格を喪失いたします。

- 1)退会届が受理されたとき
- 2)除名
- 3)死亡
- 4)施設の全てが閉鎖されたとき

【会員資格の譲渡禁止】

第7条

会員資格は本人限りとし譲渡若しくは相続その他包括承継できないものとします。

【除名】

第8条

会員が次の各号の壱に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- 1)本規程、施設利用規程、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
- 2)本クラブの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- 3)当クラブの請求する諸料金に関し支払い拒否の申し出があったとき
- 4)当クラブの請求する諸料金に関し2ヶ月の滞納が発生したとき

ただし、在籍中の未払い分に関してはこれを請求し、直ちに除名するものではありません。

【未成年会員】

第9条

未成年の入会手続きおよび支払いはその親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様、本人の行為について責任を負い、本規約および施設利用規程等に定める本人義務履行の責に任ずるものとします。

【休講】

第10条

- 1.一般的な警報に於いては「暴風警報」のみを対象に休講とさせていただきます。
- 2.上記以外の警報の際は自宅周辺の気象状況等くれぐれも安全を確認してお越し頂く様お願い致します。
- 3.「暴風警報」「避難勧告・指示」「大型地震」「大型台風の接近」「その他来館が危険を伴うと判断される状況」による休講は振替が出来ない事をご了承お願い致します。
- 4.上記での休講の場合は当クラブより授業開始2時間前よりHPでの案内をはじめ公式LINEアカウントなどで順次ご連絡させて頂き、授業開始1時間前までには全ての会員様にお伝えします。なお通信回線が不通となる大型天災の場合は原則として休講と致します。ただし、年度内において同じ曜日が2回目の休講となった場合は振替を行います。

【広報】

第 11 条 当クラブで行われるレッスン・大会・行事などで撮影された動画および写真はホームページをはじめ YouTube やその他広告に掲載する場合があります。また競技結果等をホームページ上で掲載し地域紙・新聞紙面に掲載される場合があります。

【変更に関する届出】

第 12 条 会員は氏名・住所・連絡先・会費引落用クレジットカード情報・コース・練習日時その他入会申込書類記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨届け出るものとします。

【育成】

第 13 条 会員には体操のみでなく、あいさつ・掃除・言葉遣い・後片付け・お手伝い・人間関係など将来に向けた人間力の育成を行っていきます。

【規約の改定】

第 14 条

本会則は、必要の都度、施設内および HP に公示することにより改定することがあります。